西村あさひ法律事務所
NISHIMURA & ASAHI
アジアニューズレター

2021年
2月2日号

速報：ミャンマーにおける政情の急変

執筆者：湯川　雄介

各種報道等で既報の通り、2021 年 2 月 1 日、ミャンマーでアウン・サン・スー・チー氏を含む NLD 関係者が多数拘束され、国軍放送局が発表したとされる大統領府命令等によると、昨年 11 月の総選挙の見直しを行わなかったことを理由に、憲法第 417 条[1]及び 418 条[2]に基づき国家緊急事態宣言を発表し、国の司法・立法・行政の権限が大統領から国軍司令官に委譲されこの措置は同規定に基づき一年間の法的拘束力を有するとのことであり、国軍出身の副大統領を臨時大統領とした政権を同日より始動し、総選挙を実施するとされています。

同日の日本時間夕方時点においては、暴動等一般人を巻き込む動きは発生していない模様であるものの、通信の断絶・不安定化等、市民生活に影響が生じ始めており、在ミャンマー日本大使館からは、引き続き不測の事態に備えて、不要不急の外出を控えるようにとの要請がでております。

---

1 "If there arises or if there is sufficient reason for a state of emergency to arise that may disintegrate the Union or disintegrate national solidarity or that may cause the loss of sovereignty, due to acts or attempts to take over the sovereignty of the Union by insurgency, violence and wrongful forcible means, the President may, after co-ordinating with the National Defence and Security Council, promulgate an ordinance and declare a state of emergency. In the said ordinance, it shall be stated that the area where the state of emergency in operation is the entire Nation and the specified duration is one year from the day of promulgation."なお、同条が定める大統領との協議がなされているかどうかは報道等からは明らかではありません。

2 (a) In the matter concerning the declaration of the state of emergency according to Section 417, the President shall declare the transferring of legislative, executive and judicial powers of the Union to the Commander-in-Chief of the Defence Services to enable him to carry out necessary measures to speedily restore its original situation in the Union. It shall be deemed that the legislative functions of all Hluttaws and leading bodies shall be suspended from the day of declaration. It shall also be deemed that on the expiry of the term of the said Hluttaws, the relevant Hluttaws have been dissolved automatically.
(b) Notwithstanding anything contained in the Constitution, commencing from the day of transfer of the sovereign power to the Commander-in-Chief of the Defence Services, **it shall be deemed that the members appointed and assigned duties by approval of the relevant Hluttaws in accord with the Constitution, Self-Administered Division Leading Bodies or the members of Self-Administered Zone Leading Bodies, with the exception of the President and the Vice-Presidents, have been terminated from duty.**

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所　広報室
Tel: 03-6250-6201　E-mail: newsletter@nishimura.com

© Nishimura & Asahi 2021

この出来事がミャンマーに進出済み、及び、今後進出を企図される企業にどの程度の影響を与えるかは、今後のミャンマー政府の動向及び実施が宣明されている総選挙の結果等に依拠することもあり現時点では極めて不透明ですが、例えば下記のような論点が議論になってくる可能性が想定されます。

- 欧米による国軍関係者等に対する制裁の実施に伴う新規進出･取引の困難
- 上記制裁による既存取引への影響(中止等する場合の Force Majeure 条項の適用可能性)
- 政権の体制変更に伴う許認可関連の折衝等への影響 [3]
- 現地における業務遂行が困難になることに伴う労働関係
- 既存の投資の保全

特に、欧米の制裁については、2016 年に米国が制裁(いわゆる OFAC 規制)を解除したときと比して、世界の政治情勢の変化、人権問題に関する考え方の進展等において少なからぬ情況の変化が生じており、現下の状況に照らして再度慎重に検討する必要が生じているものと思われます。

当事務所においては、現地メンバーの安全を最優先としつつ、皆様にアップデートを継続してまいります。事態が早期に解決し、ミャンマー国民の皆様及び関係者に平和で安全な日常が回復することを強く祈念いたします。

なお、ミャンマー政府の新大臣人事の一部が国軍系報道機関により発表されており、外国投資に関係する省との関係においては、計画財務省：U Win Shein(ウィン・シェイン)、投資・対外経済関係省：U Aung Aning Oo(アウン・ナイン・ウー)がそれぞれ大臣となる模様です。

ウィン・シェイン氏は、テイン・セイン政権下における財務大臣です。また、アウン・ナイン・ウー氏は、NLD 政権下では投資・対外経済関係省事務次官を務められ、それ以前は DICA の局長・MIC 事務局長として会社法の改正、各種外国投資の取り扱い経験を豊富に有し、弊事務所を含む日系投資家・コミュニティーとも多くのコミュニケーションをとった経験を有しておられます。

現下の流動的な状況において、かような経済関係閣僚人事がなされたことは、前向きに捉えられます。今後もミャンマー経済関係省庁の運営については、継続的にフォローアップしてまいります。

湯川　雄介（ゆかわ　ゆうすけ）　西村あさひ法律事務所　パートナー弁護士　ヤンゴン事務所代表
y.yukawa@nishimura.com
1998 年慶應義塾大学法学部法律学科卒業、2007 年スタンフォード大学ロースクール卒業(LL.M.)。2013 年 1 月よりミャンマーに駐在し、数多くの日系企業に広くアドバイスを提供してきたほか、ロビイング活動、法整備支援プロジェクトへの関与も多数。Chambers Asia- Pacific 及び Chambers Global において、ミャンマーの General Business Law の分野で Leading Individual に選出。

[3] 前記憲法 418 条の下線部記載のように、大統領及び副大統領以外のいわゆるポリティカルアポインティは失職することとされています。そのため、業種ごとに許認可等の折衝の担当となっていた関係大臣等との既存の折衝に影響を与えるおそれがあります。

© Nishimura & Asahi 2021

西村あさひ法律事務所では現在、国内外に 18 の拠点を設けています。

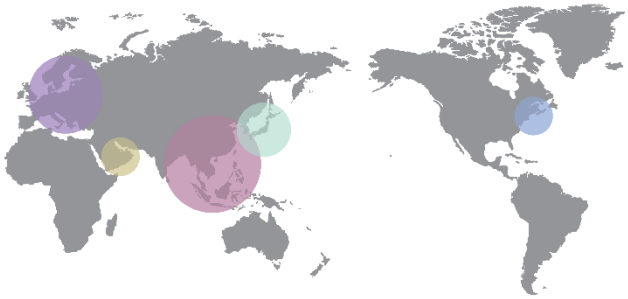

東京
東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel 03-6250-6200　Tel 03-6250-7210（弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所）

名古屋
Tel　052-533-2590
社員　藤井宏樹

大阪
Tel　06-6366-3013
社員　臼杵弘宗
井垣太介
廣田雄一郎
伴真範

福岡
Tel　092-717-7300
社員　尾崎恒康
髙木謙吾
舞田靖子

ニューヨーク
Nishimura & Asahi NY LLP
Tel　+1-212-830-1600
E-mail　info_ny@nishimura.com
執行パートナー　山口勝之
副執行パートナー　清水恵
パートナー　辰巳郁
浦野祐介

ドバイ
Tel　+971-4-386-3456
E-mail　info_dubai@nishimura.com
森下真生

フランクフルト
Nishimura & Asahi Europe Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel　+49-(0)69-870-077-620

デュッセルドルフ
Nishimura & Asahi Europe Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel　+49-(0)211-5403-9512

E-mail　info_europe@eml.nishimura.com
共同代表　石川智也
ドミニク・クルーゼ

バンコク
Tel　+66-2-168-8228
E-mail　info_bangkok@nishimura.com
パートナー　小原英志
下向智子
タイパートナー*　Chavalit Uttasart (SCL Nishimura)
Jirapong Sriwat

ジャカルタ*1
Walalangi & Partners
Tel　+62-21-5080-8600
E-mail　info@wplaws.com
執行パートナー　Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm
Tel　+62-21-2933-3617
E-mail　info_jakarta@nishimura.com
カウンセル　町田憲昭

ヤンゴン
Tel　+95-1-8382632
E-mail　info_yangon@nishimura.com
代表　湯川雄介
副代表　今泉勇

北京
Tel　+86-10-8588-8600
E-mail　info_beijing@nishimura.com
首席代表　中島あずさ
代表　志賀正帥

上海
Tel　+86-21-6171-3748
E-mail　info_shanghai@nishimura.com
首席代表　前田敏博
代表　野村高志

シンガポール
Tel　+65-6922-7670
E-mail　info_singapore@nishimura.com
共同代表　山中政人
宇野伸太郎
パートナー　佐藤正孝
煎田勇二
イカング・ダーヤント*

※Nishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceを行っているBayfront Law LLCを通じてシンガポール法のリーガルサービスも提供しております。

Okada Law Firm(香港)*2
Tel　+852-2336-8586
E-mail　s.okada@nishimura.com
代表　岡田早織

ハノイ
Tel　+84-24-3946-0870
E-mail　info_hanoi@nishimura.com
ベトナム事務所統括代表　小口光
平松哲

ホーチミン
Tel　+84-28-3821-4432
E-mail　info_hcmc@nishimura.com
ベトナム事務所統括代表　小口光
大矢和秀
ベトナムパートナー*　Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

台北
西村朝日台灣法律事務所
Tel　+886-2-8729-7900
E-mail　info_taipei@nishimura.com
共同代表　孫櫻倩
張勝傑

*1 提携事務所　*2 関連事務所
*外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニューズレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。

© Nishimura & Asahi 2021